

## 長浜市高齢者介護職就職支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の介護・福祉人材の安定的な確保に向け、高齢者の福祉事業所での就労促進を図るため、予算の範囲内で長浜市高齢者介護職就職支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉事業所 老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業を実施する事業所又は施設
- (2) 介護職員 福祉事業所に勤務し、高齢者等の家庭を訪問して生活援助、身体介護を行う者又は事業所若しくは施設において利用者に対する入浴、排せつ又は食事等の介護の業務に従事する者
- (3) 介護助手 福祉事業所に勤務し、生活援助、送迎等の利用者の身体に直接触れない介護の補助的な周辺業務に従事する者

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、この要綱による補助金の交付申請時において、本市に住所を有する者であって、納期限が到来している市税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に未納がない者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年4月1日以後に市内の福祉事業所に介護職員又は介護助手として直接雇用された者であって、当該雇用された日において満65歳以上であること。
- (2) 介護職員又は介護助手としての業務未経験の者であること。
- (3) 市内の福祉事業所に介護職員又は介護助手として週15時間以上勤務していること。
- (4) 申請時において、市内の同一福祉事業所に介護職員又は介護助手として3か月以上継続して勤務し、かつ、引き続き勤務する意思を有していること。ただし、同一法人における市内の勤務地変更についてはこの限りでない。
- (5) 他の補助又は貸付を受けていないこと。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条に規定する者の内、介護職員として勤務する者 3万円
- (2) 第3条に規定する者の内、介護助手として勤務する者 1万円

2 交付は、1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長浜市高齢者

介護職就職支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に在職証明書を添えて、就職した日から1年を経過する日の属する年度内に市長に提出しなければならない。

- 2 規則第14条に規定する実績報告は、前項の申請書及び在職証明書の提出をもってなされたものとみなす。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、長浜市高齢者介護職就職支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 規則第15条に規定する補助金の額の確定は、前項の交付決定通知書による通知をもってなされたものとみなす。

（交付請求）

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者は、当該交付決定を受けた日から30日以内に長浜市高齢者介護職就職支援事業補助金交付請求書（様式第3号）により市長に補助金を請求するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（告示の失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。